

最終転貸者(再貸付団体又は借受者)たる農業協同組合等の皆様へ

信用保険金の支払限度額 **500万円** を **1,000万円** に引き上げました!!

平成26年
4月～

1 信用保険は誰のための保険

- この保険は、最終転貸者（再貸付団体又は借受者として畜産農家等に貸付施設の転貸をする者をいいます。）たる農業協同組合等のための保険です。最終転貸者は、最終借受者たる畜産農家等が経営破たん等により貸付料又は譲渡価額の返済ができなくなったときは、当該最終借受者からの納入をまず、協会へ精算額を納入することになります。しかし、最終借受者が信用保険に加入していれば、1,000万円を上限として、保険会社から保険金が支払われることにより、最終転貸者の納入すべき額が大幅に縮減されることになります。一方、最終借受者も信用保険に加入することにより、安心して営農ができます。
- 最終借受者の負担する保険料の率は0.5%です。取得価額1,000万円、貸付期間6年（4月貸付け）の場合の保険料は、6年間合計で176,238円です。取得価額500万円の場合なら、保険料は6年間合計で88,116円です。支払いは、貸付施設の貸付料の納入と同じ年2回払い（9月・3月）です。
- 保険金は、最終借受者の保険事故と確定された時点の補償対象債権額（貸付施設の取得価額から納入済みの基本貸付料を差し引いた額）から貸付施設の処分等により回収された金額（回収金）を差し引いた額に90%の縮小率を乗じて得た額が支払われます（1最終借受者当たり1,000万円が上限となります。）。

計算例（消費税は除きます。）

貸付施設の取得価額	(A)	11,500,000円
納入済みの基本貸付料	(B)	1,725,000円
回収金	(C)	2,875,000円
11,500,000円(A)－1,725,000円(B)＝9,775,000円 ((D)：補償対象債権額)		
(9,775,000円(D)－2,875,000円(C)＝6,900,000円)×0.9＝6,210,000円		
(保険金支払額)		

※保険金支払額は6,210,000円となりますが、最終転貸者は、縮小率の残10%（690,000円）のほか、未納消費税、附加貸付料（日割り計算）及び延滞に係る違約金を協会へ納入することになります。

2 信用保険の加入に係る最終転貸者の事務

この信用保険では、加入依頼書の提出を受け、協会から保険会社に通知したものはすべて加入の扱いとなります。この場合、貸付契約締結の時点で既に赤字経営又は債務超過である最終借受者については保険金支払の対象にならないので、最終転貸者には、加入依頼書の受付に当たっては、裏面の事務を行っていただきます。

- 最終転貸者は、最終借受者が自署・捺印した「依頼書」（畜産近代化リース協会信用保険制度の利用について）と加入依頼日直前の税務申告書類又は決算書類の提出を受け次の事項を確認します。

個人農家の場合……青色申告書Bで税務申告をしている者にあつては、「損益計算書」で事業所得が赤字でないこと。
白色申告書Bで税務申告をしている者にあつては、「収支報告書」の所得金額がマイナスでないこと。
法人の場合……決算期の「貸借対照表」で債務超過でないこと。

なお、提出された書類は、最終転貸者において貸付期間の終了時まで保管していただきます。

- 前記により、赤字又は債務超過でないことを確認した最終転貸者は、協会と貸付契約を結ぶ借受者を通じて「依頼書」（最終転貸者の押印）を「貸付申請書」とともに、協会に提出します。

これを受けて協会は、提出された「依頼書」に特段の支障が認められないときは、協会のリース番号を記入（協会理事長の押印）し、保険の対象とする旨を借受者を通じて最終転貸者に通知するとともに、保険会社に通知します。

3 信用保険は継続加入が原則

最終転貸者は、信用保険に加入している最終借受者が追加で貸付契約を申請した場合、「貸付申請書」と併せ信用保険の「依頼書」を協会に提出します。ただし、年（度）が替わり、個人の税務申告で赤字又は法人の決算期で債務超過となった年（度）があると、その翌年（度）に貸付けを受ける貸付施設に係る債務は、保険金支払いの対象となりませんので、「依頼書」の提出は不要です。

4 信用保険のモニタリング調査

最終転貸者には、協会の信用保険制度の円滑、かつ、安定的な運営のために必要なモニタリング調査等協会が必要と認める調査が行われるときには協力していただきます。モニタリング調査は、協会と保険会社が協議した一定の条件で抽出（サンプリング）した最終転貸者から、次の資料（個人名、法人名及び住所等は黒塗り等で消去）を協会に提出していただきます。

個人農家の場合……青色申告書Bの貸借対照表と損益計算書（前年と前々年の2年分）
（最終転貸者が抽出）
法人の場合……貸借対照表と損益計算書（前年度と前々年度の2年分）
（最終転貸者が抽出）

なお、協会及び保険会社は、この調査の資料によって、サンプリングの対象となった最終借受者の信用保険への加入の可否を判断することはありません。

信用保険について不明な点は、協会畜産事業部までお問い合わせください。



T E L : 03 - 3584 - 0899 (畜産事業部)
F A X : 03 - 3584 - 0758
E-mail : info@japla.lin.gr.jp